

埼玉県科学技術・イノベーション会議設置要綱

（設置）

第1条 埼玉県における科学技術及びイノベーション創出の振興を図り、県民生活の質の向上と地域経済の発展に資するため、埼玉県科学技術・イノベーション会議（以下「会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 会議は、科学技術及びイノベーション創出に関する県の基本的かつ総合的な政策について検討を行う。

（構成）

第3条 会議の委員は、科学技術及びイノベーション創出に関する優れた見識を有する者の中から、知事が選任する。

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

（会議の開催）

第4条 会議は知事が招集する。

2 委員が会議を欠席する場合は、当該委員の代理の者を会議に出席させることができる。この場合、委員の代理として出席した者は、委員とみなす。

3 知事は、必要があると認めるときは、委員に対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

4 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議を行うことができる。

（委員以外の者の出席）

第5条 知事は、委員以外の者の出席を求め、必要に応じてその意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、産業労働部において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 埼玉県科学技術会議設置要綱は廃止する。